

しまね

生衛だより



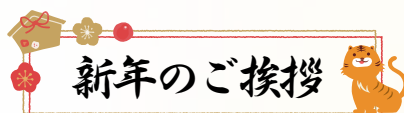
編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
ホームページ: <https://seiei-shimane.or.jp/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail: shimanecenter@seiei.or.jp

第80号

八重垣神社(松江市)

高天原から出雲の斐の川上に降り立った素盞鳴尊は、老夫婦(脚摩乳、手摩乳)と稲田姫が泣いている様を御覧になられ、八岐大蛇を退治し、稲田姫の命を御救いになったのです。この時、素盞鳴尊は、斐の川上から七里離れた佐草の郷「佐久佐女の森(奥の院)」に、大杉を中心に『八重垣』を造り、稲田姫を御隠しになりました。八岐大蛇を御退治になった素盞鳴尊は、ご両親の脚摩乳、手摩乳の御許しを得て夫婦となり、この佐草の地に宮造りされ、御夫婦の宮居とし縁結びの道をおひらきになられたのです。「八雲立つ 出雲八重垣 妻込めに 八重垣造る その八重垣を」という妻をめでとった喜びの御歌から、『八重垣の宮』となりました。「天つ神」素盞鳴尊と「地つ神」稲田姫命の御二柱は、この地で結ばれた出雲の縁結びの大親神様が在らせられます。この御二柱を主祭神とした八重垣神社は、古来より朝廷、国司、藩主の崇敬が厚く、御神徳高い神の国出雲の古社・名社として位置づけられております。〔八重垣神社HPより〕



公益財団法人
島根県生活衛生営業指導センター
理事長 後 藤 勇

あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。平素から当指導センターの運営や諸事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年から引き続くコロナ禍により、対面でのサービスを行う生活衛生業にとって事業経営は大変厳しいものとなっています。オミクロン株による第6波は急速に感染拡大し、1月25日には「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として島根県を含む、1都1道2府30県に拡大されると共に、飲食店等への営業時間短縮等の要請が行われ、県全域が対象となるなど日常生活を含めて強く制限が求められる事態となりました。

これらに対する協力金や事業復活支援金も準備されていますが、制度を広く周知し、活用できる環境がなければ十分な支援とはなりません。

指導センターとしても、様々な情報を迅速に提供し、生衛業界の振興と健全な発展、活性化の推進に今後も引き続き尽力して参ります。

結びに、寅年は「成長」や「始まり」の年とされ、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれる年になると謂われています。必ずや暖かな春が訪れることを信じて皆様方と一致団結して難局を乗り越えて行きたいと思っております。

本年が、皆様方にとって明るい年になりますことをご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和3年度生活衛生功労者表彰

栄えある受賞

おめでとうございます

令和3年度生活衛生功労者として、次の方々が栄えある表彰を受けられました。

長年にわたり生衛組合の組織強化と業界発展のために貢献されました。

これからも元気で活躍されることを祈念いたします。

◎全国生活衛生同業組合

中央会理事長表彰

皆 美 佳 邦 氏（松江市）

島根県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長

上 杉 益 久 氏（隠岐郡隠岐の島町）

島根県飲食業生活衛生同業組合理事

組合トピックス

春までにもう一度来てよ！
プレゼントキャンペーン

旅館ホテル生活衛生同業組合（玉造温泉旅館協同組合）

玉造温泉旅館協同組合では、12月1日～1月10日にご宿泊いただいた山陰のお客様を対象にキャンペーンを行いました。

対象のお客様に応募券をご提出いただき、1月12日には各旅館のスタッフが集まり、抽選会を開催いたしました。賞品としましては1等宿泊商品券3万円（80本）、2等宿泊商品券1万円（150本）をご用意しました。

もちろん誘客対策としての意味合いと、コロナ禍の中でも

地元の皆様にあらためて玉造温泉にお越しいただき、温泉の魅力、おもてなしを感じていただきたく企画いたしました。

また玉造温泉から少しでも明るい話題が提供できるようマスコミの皆様にも取材いただき、TVなどで発信させていただきました。



組合トピックス**「衛生的な食肉料理講習会」を開催**

食肉生活衛生同業組合

令和3年10月23日(土)、“大田市のサンレディー大田”に於いて、振興交付金事業として「衛生的な食肉料理講習会」を開催いたしました。

講師は川本町の管理栄養士 三上公子氏で20名の方に参加していただきました。

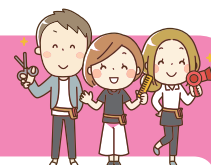
お肉の優れた栄養とその効果、お肉の正しい保存方法と取り扱い方法、また、食中毒予防の3原則などについて学んでいただき、実習開始。

お肉を扱う前後の手洗いに気を付けて、お昼には「**牛肉とレタスのオイスター炒め、大根とりんごのサラダ、卵スープ、ごはん**」の栄養たっぷりのおいしい料理が出来ました。

参加者の方には厚生労働省の事業で作成した保冷バッグを配付して、買い物の際に活用していただくようお願いしました。

**「島根県美容技術選手権選考会開催」**

美容業生活衛生同業組合



令和3年11月29日(月)、“出雲市平田文化館”において「島根県美容技術選手権選考会」を開催しました。

当日は無観客、マスク着用・消毒・検温と感染予防対策を行い少人数での開催となりましたが、選手の方々 は日ごろの成果を発揮されました。

島根県美容技術選手権選考会認定者のお二人は県代表として全国大会へ出場予定でしたが、感染拡大により中止となりました。認定者のお二人には来年、群馬県で開催の全国大会へ参加が可能となっていますので、全国大会での挑戦を期待しています!!

組合トピックス

「生活衛生営業振興交付金事業研修会開催報告」

飲食業生活衛生同業組合 副理事長 山田 朋由



去る10月、浜田市“鈴蘭別館”に於いて、「生活衛生営業振興交付金事業研修会」が開催され参加いたしました。

まず、玉置悦子様の「飲食業 アメリカと日本のサービスの違い」と題し講演がありました。アメリカのある店ではお客様からクレームがあった際、「もう一度やり直おさせてもらいたい。その際の代金は要りません。」と再度招待したそうです。日本でこんなお店があるのでしょうか？といった内容でした。とても考えさせられるものでした。

次に「島根県よろず支援拠点」のご紹介がありました。宣伝や帳簿等、何でも無料で相談にのってもらえるところだそうです。このような便利な相談所があるとは知らず、いろいろとお願いさせて頂きたいと思いました。

コロナ禍で人数や時間制限のある中、三澤支部長様、浜田支部の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

生活衛生同業組合活動推進月間 (衛生水準の確保・向上事業)

毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関・団体の協力のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開しております。

(主催：(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合)

令和3年度も10月18日に各生衛組合及び指導センターに加え、行政や政策金融公庫の出席のもと、連絡会議を開催しました。

会議では各生衛組合の現状や課題等を検討するとともに、関係機関の連携強化と組合活動活性化の推進について意見交換しました。



於：サンラポーむらくも

<生衛組合に加入すると、こんな特典があります>

1. 日本政策金融公庫の融資がより有利な条件で受けられます。
2. 各生衛組合が取扱う各種保険共済制度に加入できます。
3. 各生衛組合が開催する各種講習会・研修会に参加できます。
4. 機関紙や情報誌で、業界の最新の情報を知ることが出来ます。
5. 飲食店でのカラオケ使用料や宿泊施設のNHK受信料が割引になります。
6. その他

商品、原材料などを共同購入している組合では安価で仕入れができます。

県内8組合や行政、他団体等との人的ネットワークづくりができ、経営に活かすことが出来ます。

生活衛生同業組合
への加入を
呼びかけましょう



飲食店でテイクアウト販売を はじめる皆様へ

島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
鳥観連許諾第6231号



テイクアウトされる食品は、店内での飲食に比べ、作ってから食べられるまでの時間が長くなるため、より一層の注意が必要です。

テイクアウトする食品も食中毒予防の3原則を守って食中毒を予防しましょう。

【つけない】

- ・手洗いの徹底
- ・調理器具の使い分け
- ・調理従事者の体調管理
(下痢、嘔吐、発熱等がある場合は調理を控えましょう)



【ふやさない】

- ・食品の作り置きはしない
- ・冷蔵10℃以下、又は
温蔵65℃以上で保存
- ・放冷が必要な場合は、
速やかに冷却



【やっつける】

- ・中心部までの
しっかりした加熱
- ・調理器具の殺菌、消毒



【気温の低くなる時期はノロウイルス対策が特に必要です！！】

- ・調理前やトイレの後は入念な手洗いを2回行いましょう。
- ・下痢や嘔吐等の胃腸炎症状がある場合は調理をやめましょう。
- ・刺身や生野菜などの加熱しない食品の提供はやめましょう。
- ・調理用手袋を使用し、食品に直接触れることはやめましょう。



【お客さんへの情報提供を忘れずに！！】

- ・包装された食品などには原則、食品表示が必要ですが、お客さんの注文後に詰めて販売する場合などは食品表示を省略できます。なお、省略できる場合であってもアレルギー、消費期限、保存方法に関する情報提供を行いましょう。
- ・早めに食べてもらえるよう「●●時までにお召し上がり下さい」などの情報提供を行いましょう。

島根県のホームページでもテイクアウトに関する情報を掲載しています。

島根県 テイクアウト 衛生管理

検索

飲食店の営業許可で出来ない行為もありますので
詳しくは最寄りの保健所までお問い合わせ下さい。



事業者のみなさまへ 受動喫煙防止対策されていますか？

改正健康増進法が、2020年4月1日より全面施行され、
多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となりました。

飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

オフィス・事業所など
事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



受動喫煙の
ない社会を！

▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。
喫煙可能とする飲食店は、最寄りの保健所へ届出を提出していただきますようお願いします。

Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？

Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？

Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

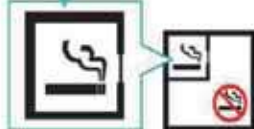
経過措置として選択可

店内禁煙



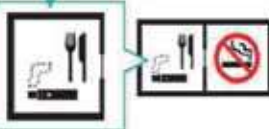
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が
義務づけられます。



20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに
立ち入らせることはできません。



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずる
ことが必要です。



違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導、命令、罰則等が
適用されることがあります。

相談窓口、各種支援制度をご利用ください

◆受動喫煙防止対策の技術的な相談

事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への
対応など技術的な内容について専門家による電話相談です。

【相談先】一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
TEL:050-3537-0777

◆受動喫煙防止対策助成金

中小企業の事業主等を対象に喫煙専用室の設備・改修にかかる
一部費用を助成します。

【相談先】島根労働局 健康安全課 TEL:0852-31-1157

◆相談窓口(小規模飲食店の届出等に関して)

最寄りの保健所等へお問い合わせください。

- 松江市・島根県共同設置松江保健所 TEL:0852-23-1314
- 雲南保健所 TEL:0854-42-9637
- 出雲保健所 TEL:0853-21-8785
- 県央保健所 TEL:0854-84-9821
- 浜田保健所 TEL:0855-29-5552
- 益田保健所 TEL:0856-31-9536
- 隠岐保健所 TEL:08512-2-9713
- 島根県健康推進課 TEL:0852-22-6131



組合員のみなさまを
応援しています！

従業員を
増やしたい！

お店を
宣伝したい！

お店の設備を
更新したい！

経営の安定化に向けてご活用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」 とは？

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

ご融資額

2,000万円以内

ご返済期間 (うち据置期間)

設備資金：10年以内（2年以内）
運転資金：7年以内（1年以内）

利率（注）

特別利率F

担保・保証人

不要（法人の代表者保証も不要）

（注）利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

（公財）島根県生活衛生営業指導センター ☎0852-26-0651
日本政策金融公庫松江支店 ☎0570-075025（ナビダイヤル）
日本政策金融公庫浜田支店 ☎0570-075878（ナビダイヤル）



皆様の身近な アドバイザー

令和3年2月1日付けで、次の方々が
経営特別相談員に委嘱されました。
営業資金の融資、経営、衛生面など、
お気軽にご相談ください。

旅館・ホテル	理 容	美 容
金子 俊之 青砥 洋 上代 浩司 林 朋宏 飯田 薫	安食 宣雄 熱田 幹夫 林 俊行 山根 正男	大森 京子 齋藤 恵子 土井 眞紀子 吉田 みどり
内藤 由加里 伊藤 龍司 中島 和恵	長尾 茂登 錦 織秀司 安藤 祐子	
クリーニング	飲 食	す し
錦 織 健二 須藤 孝 安部 由美子	加田 憲三 波多野 辰男 小原 美静 上杉 益久	大畑 一宏
	小林 悟 多々納 克美 高井 里美	田村 久美子
		食 肉

(注) 委嘱期間は、令和6年1月31日までです。

島根県生活衛生同業組合

組 合 名	事 務 所 所 在 地	電話番号
島根県すし商生活衛生同業組合	〒690-0052 松江市末次町20 すし割烹井津茂内	0852-24-4729
島根県飲食業生活衛生同業組合	〒690-0882 松江市大輪町414-9 424号	0852-21-0808
島根県食肉生活衛生同業組合	〒699-2212 大田市朝山町仙山1677-2	0854-85-7843
島根県理容生活衛生同業組合	〒690-0882 松江市大輪町414-9 414号	0852-21-8865
島根県美容業生活衛生同業組合	〒690-0842 松江市東本町5丁目31-1 西村ビル2F	0852-27-6060
島根県興行生活衛生同業組合	〒690-0001 松江市東朝日町151 松江東宝5内	0852-28-2100
島根県旅館ホテル生活同業組合	〒690-0852 松江市千鳥町83番地 COCO MATSUE 2F	0852-21-3882
島根県クリーニング生活衛生同業組合	〒690-0882 松江市大輪町414-9 413号	0852-21-4652

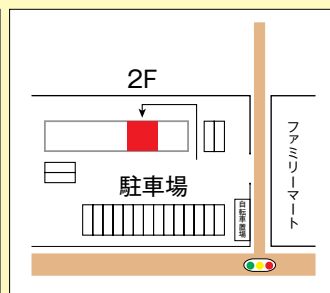
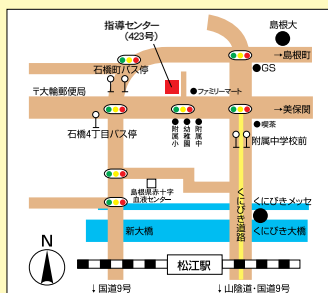
生 衛 業 の 皆 様 に 営 業 相 談 室 の ご 案 内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準
の維持向上のため、営業相談室を設置して
おります。

融資相談・経営相談等お気軽にご利用下
さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～
午後4時まで(土・日・祝祭日を除く)

◆ 指導センターの事業計画、各種研修(クリー
ニング師研修など)については、ホームペー
ジ(<https://seiei-shimane.or.jp/>)をご覧ください。



〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
TEL: 0852-26-0651 Fax: 0852-26-4684